

地域未来投資促進法に基づく「課税の特例」等に係る手続き

活用を希望する支援措置に応じて、以下のとおり、必要な手続きを行ってください。
(複数活用予定の場合は、それぞれ手続きを行ってください。)

法人税・所得税の特例

不動産取得税の課税免除

固定資産税の 課税免除・不均一課税

地域経済牽引事業計画承認申請書の提出 (提出先: 県産業支援課)
※工事着工の30日前まで (県担当者と書類修正などのやり取りが完了した状態)

承認後

併せて



適用工場等指定申請書の
提出
(提出先: 県企業立地課)
※工事着工の30日前まで

承認後

併せて



※各市町村で取り扱いが
異なりますので、直接
お問い合わせください。

手続後

工事着工

※施設については、確認前に着工することは妨げませんが、確認が受けられなかった場合、課税の特例が受けられませんのでご注意ください。

課税の特例の確認申請書の提出 (提出先: 九州経済産業局)

※施設・設備の取得までに確認が取れるよう、国の確認スケジュールに沿って、申請書を提出してください。

事前相談は
取得予定時期の
概ね3~6カ月前まで

国の確認完了後

確認申請書提出期限から約1.5~2カ月後

施設・設備の取得

地域未来投資促進法に基づく「課税の特例」等の要件チェックリスト

活用を希望する支援措置に応じて、以下の要件に該当するかご確認ください。

※ 税の種類によって、対象となる資産や要件が異なります。

法人税・所得税の特例

【対象資産の種類】

機械装置、器具備品、
建物・付属設備・構築物

※ 新設・増設が対象（中古資産は対象外）。また、リース資産については、リースの種類によって対象外の場合あり。

※ 詳細は、お近くの税務署へご相談ください。

【取得時期】

☐ ～R10.3.31

【要件】

- ☐ 地域経済牽引事業計画について県の承認を受けている
- ☐ 対象資産について、**取得前**に国の確認を受けている（★）

不動産取得税の課税免除

【対象資産の種類】

建物、土地（対象建物の敷地）

※ 事業の用に供する部分のみが対象。
駐車場用地などは対象外。

【取得時期】

☐ ～R10.3.31

【要件】

- ☐ 地域経済牽引事業計画について県の承認を受けている
- ☐ 資産の取得価格が**合計1億円**（農林漁業等:5千万円）を超える
- ☐ 建物の**着工30日前**までに県へ適用工場等指定申請を行っている
- ☐ 建物について、**取得前**に国の確認を受けている（★）
- ☐ 土地について、建物の**着工前1年以内**に取得している

固定資産税の課税免除・不均一課税

【対象資産の種類 [原則]】

建物、構築物、
土地（対象資産の敷地）

※ 市町村によって、対象資産・要件が異なる場合があります。

【取得時期】

☐ [原則] ～R10.3.31

【要件】

- ☐ 地域経済牽引事業計画について県の承認を受けている
 - ☐ [原則] 建物等について、**取得前**に国の確認を受けている（★）
 - ☐ その他、各市町村が定める要件に該当する
- ※ 資産取得前の申請が必要な場合がありますので、市町村へご確認ください。